

こ支虐第 324 号  
令和 7 年 9 月 11 日

各 

|             |             |        |             |
|-------------|-------------|--------|-------------|
| 都<br>指<br>中 | 道<br>定<br>核 | 府<br>都 | 県<br>市<br>市 |
|-------------|-------------|--------|-------------|

 児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長  
( 公 印 省 略 )

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和 6 年 9 月 12 日付けこ支虐第 355 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の児童については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これら児童は特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に児童の状況確認を行うようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省総合政策局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

## 記

### 1 趣旨・目的

本調査は、令和 7 年 6 月 1 日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない児童（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0 歳から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。）。以下「確認対象児童」という。）の情報を市区町村において把握し、児童を目視するこ

と等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない児童の安全確認・安全確保等を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず（乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。）、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
  - ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
  - ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務※1の過程で把握した児童で通園・通学していないもの※2のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。
- ※2
- ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童
  - ・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
  - ・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（自治体が独自に実施している手当を含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、これらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

## 2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

### (1) 確認対象児童の洗い出し

令和7年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

### (2) 確認対象児童の状況確認の実施

上記（1）の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の

所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金における未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や支援対象児童等見守り強化事業、出産・子育て応援給付金のための面談等の場面や、伴走型相談支援の場の積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業や家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業）等を活用するなど、養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないように転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視※3により確認

※3 状況確認に当たっては、必要に応じて、テレビ電話や Zoom 等のオンライン会議ツールなどの ICT 機器を活用した確認方法等とすることができる。ただし、写真だけでは、撮影日時等の確認が困難である場合が多いので留意が必要。

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合

③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合

④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

### 3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1から3の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

#### 【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和7年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和7年6月1日から令和7年11月30日まで及び令和8年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等

○ 令和7年11月30日及び令和8年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

#### 【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑤に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和7年6月1日から令和7年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 確認対象児童のうち、令和7年12月1日から令和8年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 令和6年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数

⑤ 令和元年度から令和5年度に実施した状況確認調査及び平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

#### 4 提出期限等

##### (1) こども家庭庁への提出期限（期限厳守）

###### ○ 一次報告

令和 7 年 12 月 12 日（金）（令和 7 年 11 月 30 日時点での状況確認結果）

###### ○ 二次（最終）報告

令和 8 年 3 月 13 日（金）（令和 8 年 2 月 28 日時点での状況確認結果）

※ 二次報告を行う際には、一次報告で報告済みの分は削除せずに全件を掲載した状態で提出してください。

※ 令和 8 年 2 月 28 日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査をお願いします。令和 8 年 8 月上旬頃まで継続して状況確認をいただいた結果を御報告いただきます。

##### (2) 提出方法

○ 令和 7 年 6 月 1 日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【自治体番号\_〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【自治体番号\_〇〇県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス） [gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp](mailto:gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp)

##### (3) その他留意事項

○ 調査票に設定してあるパスワードについては、提出時に絶対に変更しないでください。

○ 個別事案の照会については、当庁としても正確な状況を踏まえて対応を検討する必要があることから、原則として照会は提出先メールアドレス宛にメールで行ってください。

#### 5 調査結果の公表

調査結果については、令和 8 年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において公表する予定です。

##### 【担当者】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係

Tel 03-6771-8030（代表）

03-6859-0103（直通）

mail [gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp](mailto:gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp)